

○財務省告示第三百五十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年十月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第三百五十七回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

三 振替法の適 運用に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項及び第六十二条第一項  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

イ

入 価 法 入  
札 格 競 決  
発 競 定  
行 争 の

非 下 額 市 札 格 競 と て 価  
価 一 を 場 で 競 争 す 得 格  
格 国 定 特 あ 争 入 る ら を  
競 債 め 別 つ 入 札 も れ 募  
争 市 る 参 て 札 発 の る 入  
入 場 も 加 、 と 行 に 価 額  
札 特 の 者 財 同 一 と 行 格 額  
発 別 に ご 務 時 とい 発 格 額  
行 参 よ と 大 に行 いう 行 (以下 非  
一 加 る に 臣 行 わ れ 及 び 非  
と 者 発 行 一 以 度 債 入 価  
い 第 一 以 度 債 入 価

ハ ロ

札 非 非 者 特 国 札 非  
発 競 入 争 者 別 債 発 競  
行 争 入 格 第 参 市 行 争  
入 札 格 第 I 加 場 入

込 募 各 割 各 当 も 各  
み 限 国 り 各 当 て の 申  
の 度 債 当 込 る か 込  
応 募 の 額 市 て み 。 ら み  
募 額 場 募 。 募 募 の う  
額 を 割 内 参 加 者 と の 申  
を 割 り 当 て る 。 申  
割 り 当 て る 。 申

六

イ

発

入 価 行 争 非 者 特 国 札 非  
札 格 行 入 価 ・ 別 債 発 競  
発 競 札 格 第 参 市 行 争  
行 争 額 発 競 I 加 場 入

し 二 債 要 二 つ 定 う 額  
た 条 の な 億 い に ち 面  
利 第 発 財 千 て 基 、 金  
付 一 行 源 三 は づ 財 額  
国 項 の の 十 、 き 政 額  
債 の 特 確 万 額 発 法 二  
に 規 例 保 円 面 行 第 兆  
つ 定 に を 、 金 し 四 三  
い 基 関 図 財 額 た 条 千  
て 基 する た 運 二 付 第 十  
は づ る 法 め 營 百 国 項 八  
、 額 発 律 の 公 必 十 億  
面 行 第 公 必 十 十 規 円



九 振替単位

十 一 発行価格日

ロ イ 発行価格日

十 三 二 初利発行利率

十 四 第二期以後の利子

十 五 六 償還金額

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最も額の金

の整数倍の金額によるものと

す。〇。十七年十月十五日

平成二十七年十月十五日

額五厘以上、それ以下の格

額五厘以上、それ以下の格

九厘以上、それ以下の格

年〇・一パーセント

平成二十八年四月十五日

期とし、次の算式により算出

た金額を支払う。ただし、支払

期が銀行休業日に当たるとき

は、その翌営業日に支払うこと

は、その翌営業日に支払うこと

規定する期日について同じこと

額面金額  $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

毎年四月十五日及び十月五日

を、その期日以前、各支払期にお

て、その期日以前、各支払期にお

利子を、その期日以前、各支払期にお

平成二十九年十月十五日

十 十 十  
九 八 七

払 者 入 払 元  
込 者 札 場 利  
期 参 所 金  
日 加 支

平 財 日  
成 務 本  
二 大 銀  
十 臣 行  
七 か  
年 ら  
十 通  
月 知  
十 を  
五 受  
日 け  
た  
者